

企年連発第110号
平成21年4月7日

会員各位

企業年金連合会
理事長 徳永 哲男
(公印略)

企業年金連合会規約の一部を変更する規約の認可について

当連合会の事業運営につきましては、平素から格別のご理解、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、基本年金プラスアルファ部分の移換現価率に係る経過措置の延長に伴う企業年金連合会規約の一部変更については、平成21年2月20日に開催された評議員会において議決され、このほど、平成21年3月27日付で厚生労働大臣から認可されましたので、ご連絡申し上げます。

企業年金連合会規約の一部を変更する規約

企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

附則第14条中「平成21年3月31日までの間」を「平成22年3月31日までの間」に改める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

企業年金連合会規約変更理由書

1. 変更理由

企業年金連合会の基本年金プラスアルファ部分の移換現価率に用いる予定利率については、長期国債の応募者利回りの動向を勘案し設定することとしているが、厚生年金基金の財政状況に配慮し、平成20年度までは、代行部分と同一の率(3.2%)とする経過措置を設けている。

この経過措置は、当時の厚生年金基金の積立不足、資産運用状況等を勘案して設けられたものであるが、平成19年度の厚生年金基金の資産運用は総じてマイナス10%を下回り、平成20年度においても、世界的な金融危機の影響による株価の急落等、運用環境の悪化に伴い、運用状況も非常に厳しいものとなっている。

こうした状況を踏まえると、当面、厚生年金基金の財政状況は一層厳しくなることが予想されることから、基本年金プラスアルファ部分の移換現価率に用いる予定利率については、現行の経過措置をさらに1年間(平成21年度末まで)延長することとする。

以上のことから、企業年金連合会規約の一部に所要の変更を行うものである。

2. 変更内容

基本年金プラスアルファ部分の移換現価率については、平成21年3月31日までの間は、経過的に代行部分と同一の予定利率(3.2%)を用いて計算した率としているが、この経過措置を平成22年3月31日まで延長することとする。(附則第14条関係)

3. 実施時期

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

企業年金連合会規約新旧対照表

新	旧
<p>附則</p> <p>(現価相当額に関する経過措置)</p> <p>第14条 <u>平成22年3月31日までの間</u>、第62条第3項及び第73条第1項中「別表第1」とあるのは「附則別表第3」と読み替えるものとする。</p> <p>附則</p> <p><u>この規約は、平成21年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附則</p> <p>(現価相当額に関する経過措置)</p> <p>第14条 <u>平成21年3月31日までの間</u>、第62条第3項及び第73条第1項中「別表第1」とあるのは「附則別表第3」と読み替えるものとする。</p>